

○野洲市附属機関設置条例

平成30年 3月28日

条例第 1 号

改正 平成30年 6月28日 条例第27号
令和元年12月25日 条例第22号
令和 2年 3月25日 条例第 1 号
令和 2年 3月25日 条例第 3 号
令和 2年 3月25日 条例第 7 号
令和 2年 6月29日 条例第30号
令和 2年 9月28日 条例第37号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の 4 第 3 項本文の規定に基づき設置する附属機関に関し必要な事項を定めるものとする。

(令 2 条例 7 ・ 一部改正)

(設置)

第 2 条 市は、法令若しくはこれに基づく政令又は他の条例（以下「法令等」という。）に定めがあるもののほか、市の執行機関（以下「執行機関」という。）に別表第 1 に掲げる附属機関を置く。

(所掌事務)

第 3 条 前条の附属機関が所掌する事務は、それぞれ別表第 1 の所掌事務の欄に掲げるとおりとする。

(委員)

第 4 条 第 2 条の附属機関は、それぞれ別表第 1 の委員の定数の欄に掲げる人数の委員をもって組織する。

2 前項の委員は、それぞれ別表第 1 の委員の構成の欄に掲げる者のうちから同表の附属機関の属する執行機関の欄に掲げる執行機関が委嘱し、又は任命する。

3 前項の規定により、委嘱され、又は任命された委員の任期は、それぞれ別表第 1 の委員の任期の欄に掲げる期間とし、再任されることを妨げない。

4 第 2 項の規定により、委嘱され、又は任命された委員が欠けた場合における当該附属機関の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(専門委員等)

第 5 条 執行機関は、第 2 条の附属機関に専門委員その他の臨時の委員を置くことができる。

(部会等)

第 6 条 執行機関は、第 2 条の附属機関に部会その他の合議制の組織を置くことができる。

(法令等の定めによる附属機関)

第 7 条 市が執行機関に置く附属機関のうち法令等の定めにより置くものは、別表第 2 のとおりとする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、第2条の規定により市が執行機関に置く附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に執行機関が定めるところに置かれている委員会その他の合議制の機関及び当該委員会その他の合議制の機関の委員その他の構成員は、この条例の規定による相当の附属機関及びその委員その他の構成員となり、同一性をもって存続するものとし、この条例の施行の際現に在任している委員その他の構成員は、その任期中に限り、なお在任するものとする。

3 前項に規定する委員会その他の合議制の機関に係る諮問、答申その他の行為は、この条例の規定による相当の附属機関に係る諮問、答申その他の行為とみなす。

(野洲市の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

4 野洲市の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成16年野洲市条例第44号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(野洲市下水道条例の一部改正)

5 野洲市下水道条例（平成16年野洲市条例第159号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

付 則（平成30年条例第27号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（令和元年条例第22号）抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

付 則（令和2年条例第1号）抄

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第12条及び付則第5項から第7項までの規定は、同年11月1日から施行する。

付 則（令和2年条例第3号）抄

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

付 則（令和2年条例第7号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（令和 2 年条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（令和 2 年条例第37号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表第 1（第 2 条、第 3 条、第 4 条関係）

（平30条例27・令 2 条例 1・令 2 条例 7・令 2 条例30・令 2 条例37・一部改正）

附属機関の 属する執行 機関	執行機関に置 く附属機関の 名称	所掌事務	委員の定数	委員の構成	委員の任期
市長	野洲市空家等 対策協議会	空家等対策計画の 作成及び変更に必要な事項等の調査 審議等に関する事務	10人以内	(1) 市長 (2) 学識経験を有する者 (3) 地域住民を代表する者 (4) 関係行政機関の職員 (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者	2年
	野洲市胃がん 検診事業運営 委員会	胃がん検診の円滑 な運営及び精度の 維持向上を図るために必要な事項等 の調査審議等に関する事務	7人以内	(1) 守山野洲医師会 を代表する者 (2) 胃がん検診受託 医療機関の職員 (3) 草津保健所の職員 (4) 前3号に掲げる 者のほか、市長が特に必要と認める者	2年
	野洲市一般廃 棄物処理施設 運営協議会	野洲クリーンセン ター及び最終処分 場の円滑な運営を 図るために必要な 事項等の調査審議 等に関する事務	14人以内	(1) 地域の住民を代 表する者 (2) 前号に掲げる者 のほか、市長が特に 必要と認める者	1年

野洲市大篠原地域環境保全体制委員会	野洲市大篠原地域の環境の保全と向上を図るために必要な事項等の調査審議等に関する事務	6人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 地域の住民を代表する者 (3) 市内の環境関係の団体から推薦を受けた者	2年
野洲市改良住宅入居者選定審査会	改良住宅に入居する者を選定するために必要な事項等の調査審議等に関する事務	8人以内	(1) 北比江地区の住民を代表する者 (2) 総務部長及び都市建設部長	2年
野洲市観光振興指針策定委員会	市の歴史、文化、自然等地域の個性や資源を生かした観光振興を図ることを目的とした市の観光振興指針の策定を行うために必要な事項等の調査審議等に関する事務	12人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 関係団体を代表する者 (3) 市の職員	委嘱され、又は任命された日から当該指針の策定が完了するまでの期間
野洲クリーンセンター長期包括運営事業技術審査委員会	野洲クリーンセンターの長期包括的な運営事業を図るために必要な事項等の調査審議等に関する事務	6人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 関係する行政機関の職員	委嘱され、又は任命された日から当該運営事業に係る契約を締結するまでの期間
野洲市交通バリアフリー推進協議会	市のバリアフリー化事業の実施及び継続的改善を円滑に進めるために必要な事項等の調査審議等に関する事務	20人以内	(1) 市内に在住している、又は在勤している者 (2) 学識経験を有する者 (3) 関係する国の行	委嘱された日から当該審議等が終了するまでの期間